

# 一般廃棄物処理基本計画

## 概要版

平成22年3月

富 津 市



# 目 次

## ごみ処理の概要

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | ごみ処理の経緯   | 1 |
| 2 | 計画処理区域    | 1 |
| 3 | 処理・処分対象ごみ | 2 |
| 4 | 収集・運搬     | 3 |
| 5 | 処理・処分フロー  | 3 |

## 基本的事項

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 一般廃棄処理基本計画改定の目的 | 5 |
| 2 | 計画目標年次          | 5 |

## ごみ処理基本計画

|    |              |    |
|----|--------------|----|
| 1  | 基本理念         | 6  |
| 2  | 基本姿勢         | 6  |
| 3  | 基本方針         | 7  |
| 4  | 市民・事業者・行政の役割 | 8  |
| 5  | 計画目標数値       | 9  |
| 6  | 発生抑制・資源化計画   | 11 |
| 7  | 収集・運搬計画      | 15 |
| 8  | 中間処理計画       | 16 |
| 9  | 最終処分計画       | 17 |
| 10 | 災害廃棄物の処理・処分  | 17 |
| 11 | その他の事項       | 18 |

## 生活排水処理基本計画

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 基本理念         | 19 |
| 2 | 基本姿勢         | 19 |
| 3 | 基本方針         | 20 |
| 4 | 市民・事業者・行政の役割 | 21 |
| 5 | 計画目標数値       | 21 |
| 6 | 収集・運搬計画      | 22 |

|    |             |       |    |
|----|-------------|-------|----|
| 7  | 中間処理計画      | ----- | 23 |
| 8  | 発生抑制・資源化計画  | ----- | 23 |
| 9  | 最終処分計画      | ----- | 24 |
| 10 | 災害発生時の処理・処分 | ----- | 24 |
| 11 | その他の事項      | ----- | 24 |

# ごみ処理の概要

## 1. ごみ処理の経緯

本市におけるごみ処理の経緯を表-1に示します。

表-1 ごみ処理の経緯

| 年 月      | 主 な 経 緯  |
|----------|--|
| 昭和51年3月  | 富津市環境センター竣工（焼却施設及び不燃物処理施設を併設）                      |
| 昭和51年4月  | 有料指定袋（ステッカー併用）による収集（可燃ごみ・不燃ごみ）を開始                  |
| 昭和59年4月  | 有害ごみ（廃乾電池）の収集開始                                    |
| 平成元年4月   | 指定収集袋を25円から15円に直接搬入ごみを4円/kgを2円/kgに改定               |
| 平成3年4月   | 富津市資源ごみ回収活動推進助成金制度を開始                              |
| 平成7年3月   | 一般廃棄物処理基本計画の策定                                     |
| 平成7年10月  | 生ごみ処理容器購入費助成金交付制度を開始                               |
| 平成10年4月  | びん、缶、ペットボトルの収集開始                                   |
| 平成12年4月  | 富津市資源ごみ回収活動推進助成金制度を取扱業者にも助成開始                      |
| 平成12年7月  | 直接搬入ごみの手数料を家庭系7円/kg、事業系12円/kg、条例産廃21円/kgに改定        |
| 平成12年10月 | 紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器）、繊維類の無料収集を開始            |
| 平成13年4月  | 有害ごみ（廃蛍光管）の収集開始                                    |
| 平成13年9月  | 富津市家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付制度を開始                          |
| 平成14年4月  | 株式会社かずさクリーンシステムへの可燃ごみの処理委託を開始                      |
|          | 焼却残渣のリサイクルを開始                                      |
|          | 粗大ごみ戸別収集の開始  |
| 平成15年4月  | 紙類・繊維類の収集回数を月1回から2回に変更（紙パックは月4回）                   |
| 平成16年4月  | 容器包装プラスチックの分別収集を開始し指定袋を追加（45ℓ、15円）                 |
| 平成18年4月  | ごみステッカー廃止（可燃ごみ、不燃ごみ）                               |
| 平成19年4月  | 可燃ごみと容器包装プラスチックの収集回数を変更<br>可燃ごみ週2回へ、容器包装プラスチック週1回へ |

## 2. 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域です。

### 3. 処理・処分対象ごみ

本市では一般廃棄物を処理・処分対象ごみとしています。処理・処分対象ごみの分別区分と種類を表-2に示します。ただし、富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例により、産業廃棄物の処理ができることになっています。

表-2 処理・処分対象ごみの分別区分と種類

| 分別区分 |            | ごみの種類                            |
|------|------------|----------------------------------|
| 資源ごみ | 新聞         | 新聞                               |
|      | 雑誌         | 週刊誌、単行本、マンガ本、カタログ、コピー紙等          |
|      | 段ボール       | 段ボール                             |
|      | 紙パック       | 牛乳、ジュース等紙製容器（コーティングされていないもの）     |
|      | その他紙製容器    | 包装紙、菓子箱、ティッシュの箱等                 |
|      | 繊維類        | 衣類、シーツ、タオル等                      |
|      | びん         | びん                               |
|      | 缶          | 缶                                |
|      | ペットボトル     | ペットボトル                           |
|      | 容器包装プラスチック | トレイ、ポリ袋、チューブ類、ボトル類、カップ類、発泡スチロール等 |
| 可燃ごみ |            | 生ごみ・紙くず、皮革・ゴム類、草木類、おむつ等          |
| 不燃ごみ |            | 小型家電品、ガラス類、金属類、陶磁器類等             |
| 粗大ごみ |            | 家具類、家電製品等                        |
| 有害ごみ | 乾電池        | マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム乾電池          |
|      | 蛍光管        | 蛍光管、蛍光灯                          |

表-3 本市が処理することができる産業廃棄物

| 分別区分  | ごみの種類                            |
|-------|----------------------------------|
| 産業廃棄物 | 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず |

## 4. 収集・運搬

### 1) 家庭系ごみ

#### (1) 収集・運搬方法

家庭系ごみの収集・運搬方法を表-4に示します。

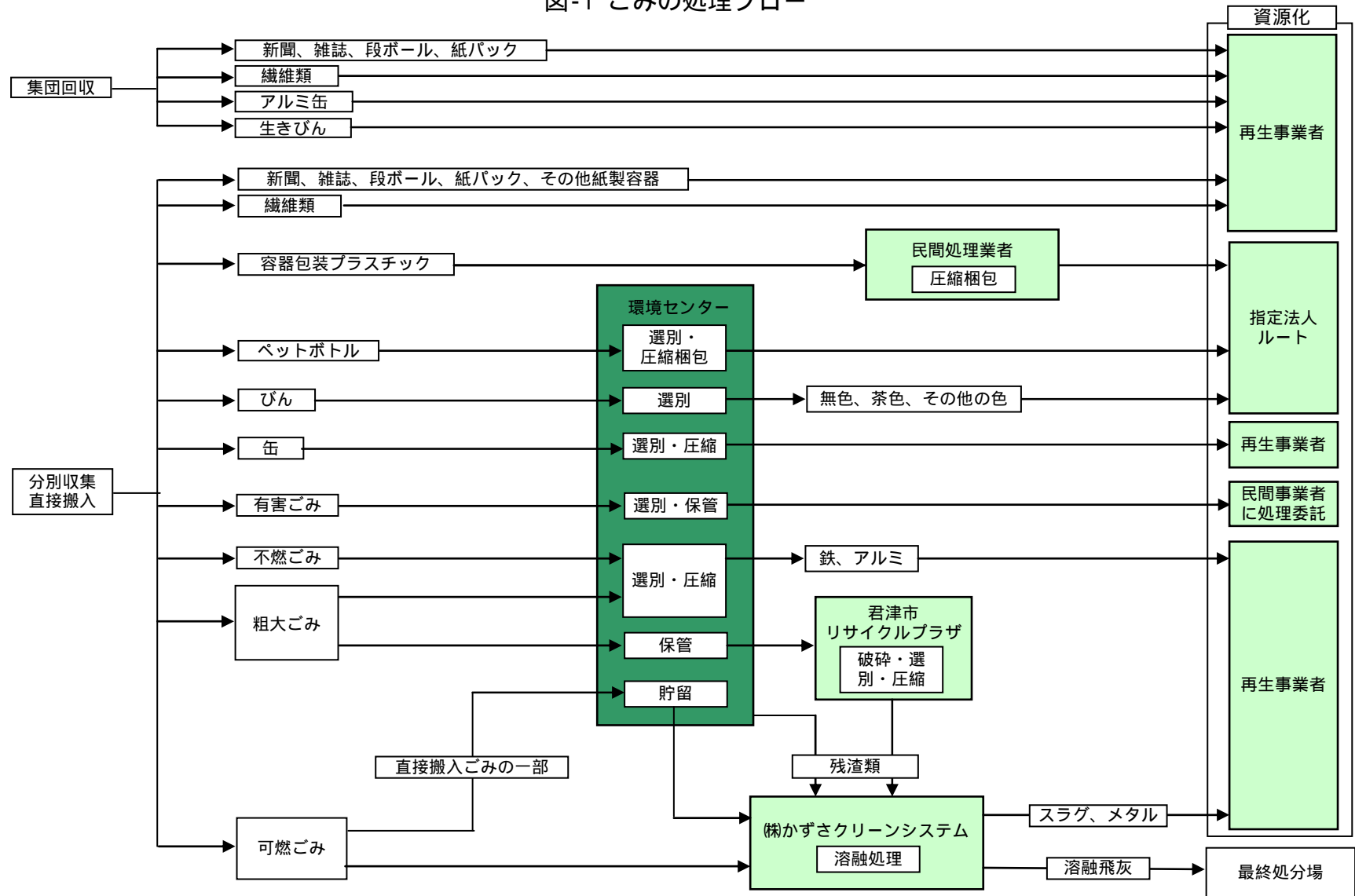
表-4 家庭系ごみの収集・運搬方法

| 分別区分       | 排出容器等         | 収集頻度                        | 収集車両  | 収集方式         | 収集主体   |    |
|------------|---------------|-----------------------------|-------|--------------|--------|----|
| 資源ごみ       | 新聞            | 販売店で配られた袋又はひもで十文字にしばる。      | 月2回   | ダンプ車及び平ボディー車 | ステーション | 委託 |
|            | 雑誌            | ひもで十文字にしばる。                 | 月2回   |              |        |    |
|            | 段ボール          | 扱いやすい大きさにまとめひもでしばる。         | 月2回   |              |        |    |
|            | 紙パック          | 輪ゴムやひもでしばる。                 | 月4回   |              |        |    |
|            | その他紙製容器       | 紙袋に入れる又はひもで十文字にしばる。         | 月2回   |              |        |    |
|            | 繊維類           | ひもで十文字にしばる又は透明なビニール袋に入れる。   | 月2回   | ダンプ車         |        |    |
|            | びん            | 資源ごみ専用袋                     | 週2回   |              |        |    |
|            | 缶             |                             |       |              |        |    |
|            | ペットボトル        |                             |       |              |        |    |
| 容器包装プラスチック | 容器包装プラスチック専用袋 |                             |       | 週1回          | パッカー車  |    |
| 可燃ごみ       | 可燃ごみ専用袋       | 週2回                         | パッカー車 | ステーション       | 委託     |    |
| 不燃ごみ       | 不燃ごみ専用袋       | 週1回                         | パッカー車 |              |        |    |
| 粗大ごみ       | 粗大ごみ処理券       | 依頼による                       | ダンプ車  | リクエスト式戸別収集   | 直営     |    |
| 有害ごみ       | 乾電池           | 乾電池回収袋又はビニール袋を用いる場合は乾電池と記載。 | 週1回   | ダンプ車         | ステーション | 委託 |
|            | 蛍光管           | 購入時の箱に入れるまたは不用な紙で包む。        | 週1回   | ダンプ車         |        |    |

## 5. 処理・処分フロー

処理・処分フローを図-1に示します。

図-1 ごみの処理フロー





# 基本的事項

## 1. 一般廃棄物処理基本計画改定の目的

富津市（以下、「本市」という。）では、平成7年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの排出抑制、適正処理の推進により生活環境の保全、公衆衛生の向上を図っています。また、平成11年3月には、一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水処理基本計画を改定し、生活排水による公共用水域の汚濁防止を推進しています。

国では平成13年1月に循環型社会形成推進基本法が施行され、ごみ処理の優先順位を発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）、適正処理として、リサイクルクル関連法の施行、同法に基づくリサイクルの仕組みづくりが推進されています。

このような社会的情勢の変化を踏まえ、本市が長期的・総合的視点に立ち、計画的に循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物処理基本計画を改定することとしました。

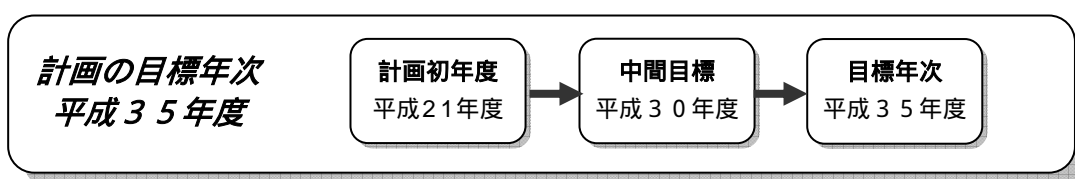
一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、ごみの発生抑制や資源化を推進することを念頭に置き、市民、事業者、行政の役割を分担し、自主的、積極的に、さらに協働して、それぞれの主体が実施すべき取り組みを定めることとします

## 2. 計画目標年次

本計画は、平成21年度を初年度とし、15年後の平成35年度を目標年次とします。

また、本計画は、初年度から5年ごと、又は制度の改正や一般廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などに見直しを行います。

図2 目標年次



# ごみ処理基本計画

## 1. 基本理念

本計画の基本理念を示します。

本市の将来の都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民、事業者、行政それぞれが自覚と責任を持って、個々に、また協働して4R を実践し「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」を推進することとします。

4R：Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：削減する）、Reuse（リユース：再利用する）、Recycle（リサイクル：資源化する）

## 2. 基本姿勢

本計画の5つの基本姿勢を示します。

1) 長期的、計画的な事業の推進

今後15年間の長期的な視点に立って、循環型社会の形成を推進するための取り組みを定め、計画的に事業を行います。

2) 市民、事業者、行政の協働による取組

ごみの発生抑制や資源化を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップに基づいて取り組める地域社会づくりを目指します

3) 資源循環に配慮した取組

「ごみの処理」を取り組みの中心に据えるのではなく、ごみの発生そのものを抑制し、資源の循環、有効利用を推進するための取り組みを前提とした事業展開を目指します。

4) 循環型社会システムの活用

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、資源化を推進するための法制度の施行とそれに伴う循環型社会システムが整備されてきており、可能な限りそうした社会システムを活用し、地域における資源化の活性化を目指します。

5) 民間活力の導入

市民の多様なニーズへの対応、限られた財源の有効活用等、ごみ処理に関してもより効率的、経済的かつ柔軟な事業展開が求められることから、民間の創意工夫、ノウハウを活用し、処理体制の充実を目指します。

6) 広域処理の推進

震災及び風水害の発生時、本市単独では対応できない状況が想定されることから、近隣市町との連携を深め広域的な処理体制の構築を目指します。

### 3. 基本方針

本計画の4つの基本方針を示します。

#### 方針1：ごみの発生を抑制する

市民は、ごみを出さないライフスタイルに転換し、事業者は、自らごみの適正処理、資源化に努め、ごみが発生しない事業活動を展開します。

行政は、市民、事業者がごみの発生抑制を推進するための意識啓発や社会システムづくりを推進します。

#### 方針2：リユース、リサイクルを推進する

リユース及びリサイクルは、供給と需要のバランスが保たれなければ成立しないため、市民、事業者、行政が協働して取り組むことが重要です。

行政が整備する分別回収システム、事業者が自主的に整備する資源回収システム、行政及び事業者が協働で整備する循環型社会システム等、様々な社会システムを活用してリユース、リサイクルできる地域社会づくりを推進します。

#### 方針3：適正処理を推進する

リユース及びリサイクルが困難なごみについても、熱回収を図り、残渣類については環境への負荷を低減し、適正に処分します。

#### 方針4：協働、連携を基調とした循環型社会を構築する

循環型社会では、市民、事業者、行政がそれぞれに役割を担い、またその行動が有機的に結びついて成果を発揮します。さらに、行政間、事業者間、行政と事業者間等の広域的、多面的な関係を形成していくことが必要となります。

こうしたことから3者間の協働、連携を基調とした循環型社会づくりを推進していきます。

## 4. 市民・事業者・行政の役割

本計画における、市民・事業者・市の役割を示します。

### 市民の役割

市民は、製品を購入する際に、過剰な包装は断り、再使用や資源化に配慮した商品、耐久性が高い商品、リサイクル・リペア等のシステムが整備された商品の選択を心がけます。不用になったものについても廃棄する前に、再使用できないか、資源化できないか考えます。市民が行動を起こす気になれば、身近なところで様々な取り組みが行われています。学校や市民団体が行っているバザー、フリーマーケット、資源ごみの集団回収、事業者が行っている店頭回収、市が行っている資源ごみの分別収集、生ごみの堆肥化の支援事業等の活動に参加し、主体的に行動します。

### 事業者の役割

事業者は、事業活動において発生するごみを自ら適正に処理・処分し、資源の有効活用を進めることが原則です。

製品に対する生産者の物理的および経済的責任がライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される拡大生産者責任の考え方を踏まえ、ごみの発生抑制や資源化が図りやすい製品づくりを推進する必要があります。

資源の採取、生産、流通、販売等の各段階で、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や資源化を考慮した商品開発、環境にやさしい商品を取り揃え、不用になった商品や使い終わった後の容器などのリサイクルシステムの整備を進めることが重要です。

市民にサービスを提供する段階、あるいは商品を販売する段階では、過剰包装の抑制、店頭回収の実施、不用になったものの再使用や資源化の方法をPRし、市民の行動を支援する活動を実践します。

### 行政の役割

行政は、広報・啓発により発生抑制、資源化に係る気運を醸成するとともに、市民、事業者の行動の支援、資源回収システム及び資源化施設の整備と活用等を図ります。

廃棄物減量等推進員、市民団体、NPO等、地域活動の中心となるリーダーの育成と連携を図り、地域における取り組みを活性化していきます。公民館、集会所などを、イベント、学習会の開催等、地域活動の場として提供することにより、市民の積極的な参加を促進します。

事業者間、事業者と市民間における資源循環の連携を図るための環境整備を促進します。市民、事業者が円滑に安定して発生抑制や資源化に取り組めるよう情報提供や相談体制を充実します。

資源の需要と供給のバランスが崩れ循環型社会の形成が停滞しないよう、国、県、近隣市町、事業者等との資源循環のネットワークづくりも重要です。

## 5. 計画目標数値

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

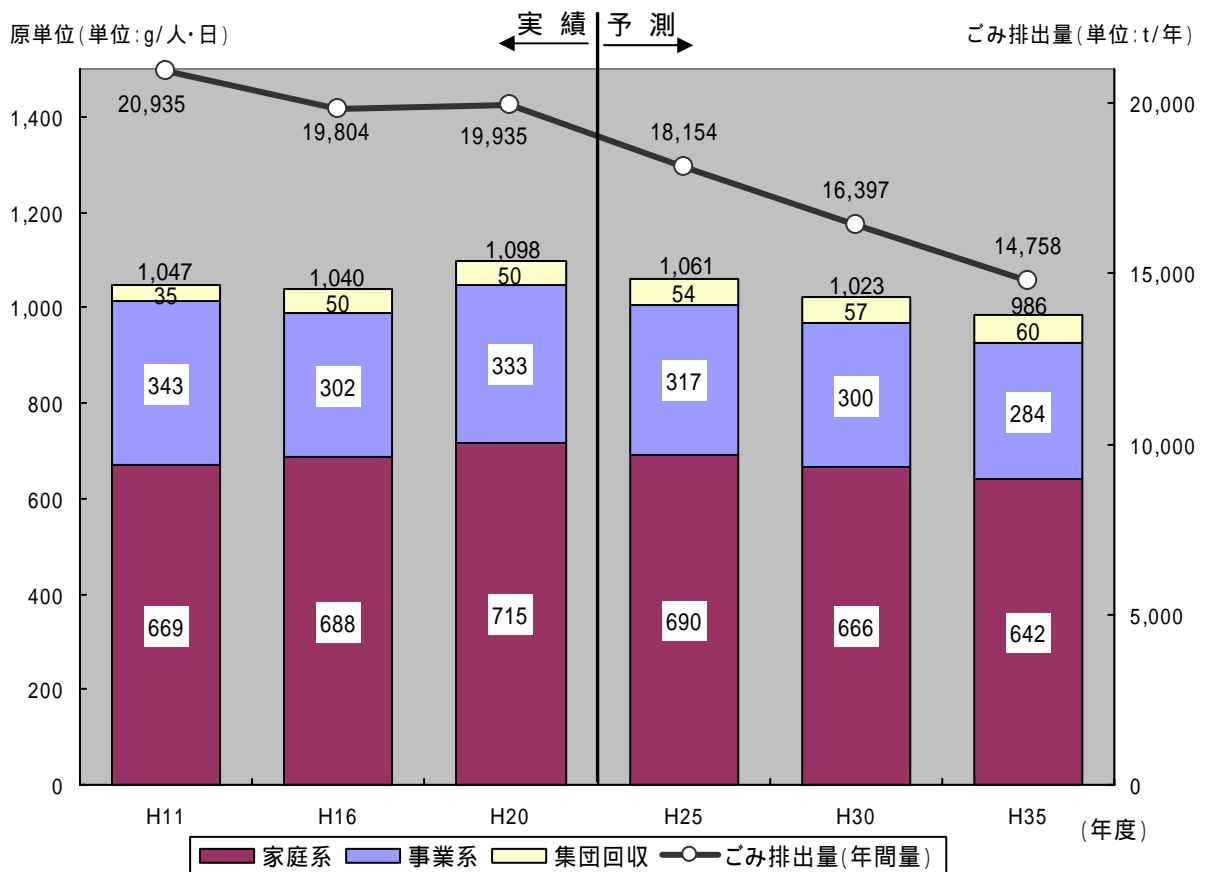
### 1) 減量化目標

#### 減 量 化 目 標

原単位を平成35年度までに1,000g/人・日以下とすることを目標します。

家庭系ごみの原単位を平成20年度の実績値に対して10%削減を目指します。  
 事業系ごみの原単位を平成20年度の実績値に対して15%削減を目指します。  
 集団回収量の原単位を平成20年度の実績値に対して20%増加を目指します。

図-3 減量化目標（原単位）



## 2) 資源化目標

### 資源化目標

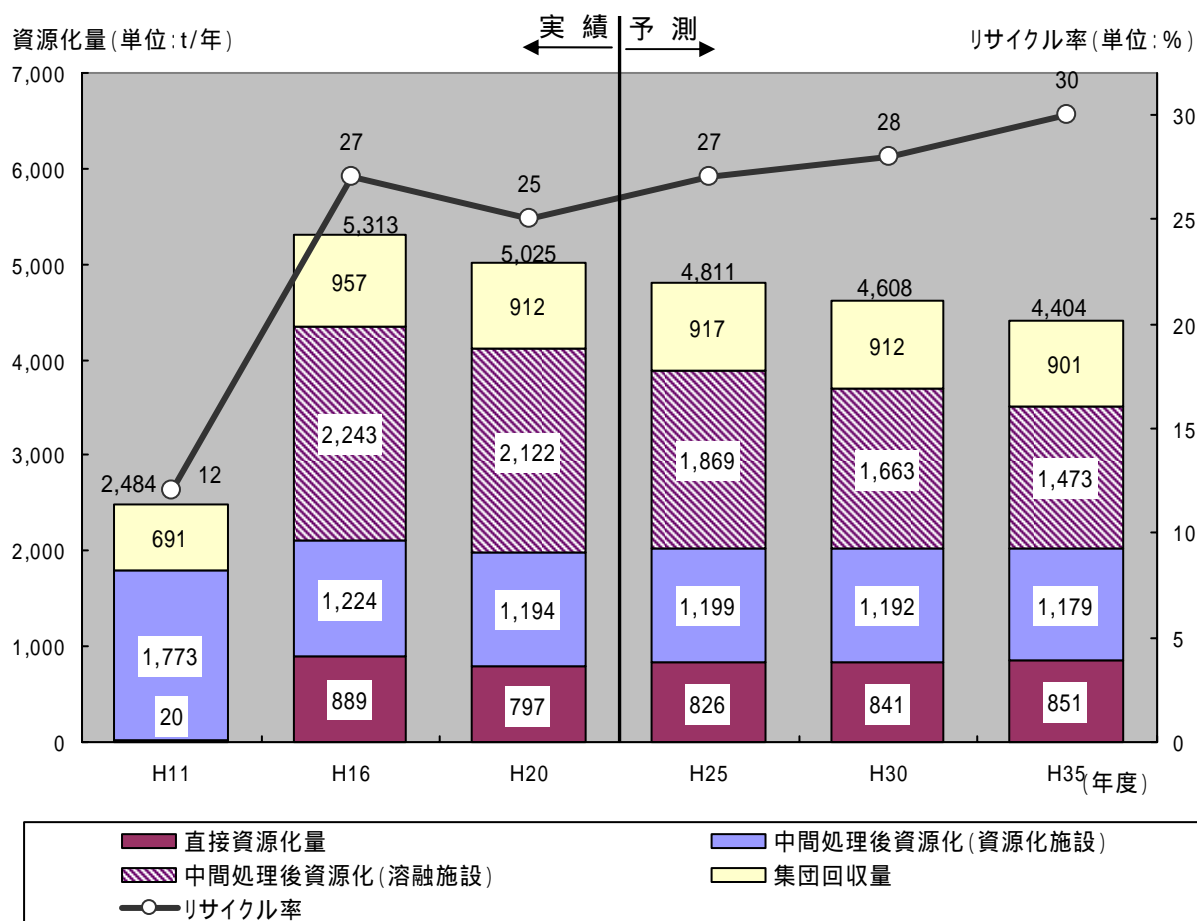
リサイクル率を平成35年度に30%にすることを目指します。

資源の分別を徹底します。

中間処理(溶融処理、破碎・選別処理等)による資源化を促進します。

市民団体等による資源の回収を促進します。

図-4 資源化目標



## 6. 発生抑制・資源化計画

発生抑制、資源化を推進するための3者の取組を示します。

### 1) 行政における方策

#### (1) 教育、啓発活動の充実

学校における環境学習

小・中学校での環境学習を推進

学習機会の創造

資源循環等に対する知識と行動の習得を促進する学習機会の設定

情報提供

広報、ホームページ、説明会等を介した市民・事業者へ情報提供

地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供

事業者の発生抑制・資源化

事業所への戸別訪問、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請

再生資源の流通等に関する情報提供

市民との協議・検討の場の提供

#### (2) 手数料の見直し

ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進することを目的とした手数料の見直し

#### (3) 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対する減量化・資源化等計画の策定及び提出の要請、計画の履行、実施状況の監視、必要な助言・指導の実施

#### (4) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及

#### (5) グリーン購入の推進

市は率先して環境物品等の調達を推進

#### (6) 草木等のバイオマス のリサイクル

刈草、剪定枝等のバイオマスの有効利用の方法について調査・研究

草木等の有効利用：発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等

#### (7) 食用油の資源化

食用油の資源化の方策について調査・研究

### 2) 市民における方策

#### (1) 集団回収の活用

市民は、集団回収に参加し、資源化を推進

市は、集団回収の活用を促進

#### (2) 生ごみのコンポスト化

市民は、生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を推進

市は、生ごみ処理機の利用を促進



### (3) 過剰包装等の自粛

市民は、マイバックの使用を推進

### (4) 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用を推進

市は、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を啓発

## 3) 事業者における方策

### (1) 発生源における排出抑制

排出者責任や拡大生産者責任を認識

### (2) 過剰包装の抑制

再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用

回収・資源化のルートを構築

### (3) 流通包装廃棄物の抑制

包装素材の統一化

発泡プラスチック緩衝材の使用抑制

包装資材の再使用

### (4) 使い捨て容器の使用抑制

使い捨て商品の採用を抑制

繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートの構築

#### (5) 製品の長寿命化

商品の耐用年数の長期化

アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供

#### (6) 店頭回収等の実施

市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用

#### (7) ごみ減量化・資源化協力店制度の導入

市は、ごみ発生抑制、資源化等環境に配慮した活動に取り組んでいる店舗、事業所をごみ減量化・資源化協力店制度に認定し、循環型社会の形成を推進  
事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと市民への啓発を推進

#### (8) 事業者間の協力

事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進

#### (9) 優良事業者の表彰

市は、環境に配慮した活動及び市民との協働事業等に取り組む優良事業者を表彰するなど成果を評価できる体制を整備  
事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと他の事業者への導入を促進

## 7. 収集・運搬計画

収集・運搬に関する取組を示します。

### (1) 収集、運搬の基本方針

分別の徹底、分別排出されたごみの迅速かつ衛生的な収集・運搬の推進

### (2) 収集区域及び収集人口

収集区域：全域 平成35年度における収集人口：約41,000人。

### (3) 分別区分

現状の分別区分を継続

資源化の可能性を踏まえ分別区分数に関して検討

### (4) 収集形態

可燃ごみ等：ステーション方式 粗大ごみ：リクエスト制による戸別収集方式

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）、容器包装プラ

スチックについては、指定袋制を継続

手数料の改定と併せて、可燃ごみ指定袋の規格（袋容量）の追加

### (5) 収集回数

現状の収集回数を継続

### (6) 収集体制

直営、委託、許可による収集・運搬体制を継続

高齢化を踏まえ収集体制のあり方について、調査・研究

### (7) 収集運搬車両

ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直し

低公害車の利用等を推進

### (8) 委託・許可の扱い

家庭系ごみについては、委託による収集・運搬を継続

事業系ごみ及び市の定期収集以外に個人がごみを排出する際等については、許可業者による収集を継続

## 8. 中間処理計画

中間処理に関する取組を示します。

### (1) 中間処理の基本方針

中間処理は資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては溶融処理し熱回収を行い資源の循環が図りやすい処理体制を推進

### (2) 中間処理の方法

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器、繊維類

再生事業者ルートで資源化

ペットボトル

環境センターにおいて選別、圧縮・梱包、保管後、指定法人ルートで資源化  
缶類

環境センターにおいて選別、圧縮、保管後、再生事業者ルートで資源化  
びん類

環境センターにおいて色分け、保管後、指定法人ルートで資源化  
容器包装プラスチック

民間事業者にて選別、圧縮・梱包、保管等を委託し、指定法人ルートで資源化  
可燃ごみ

可燃ごみ及び処理後に発生する残渣は、(株)かずさクリーンシステムに溶融処理を委託し、回収されるスラグはコンクリート骨材等に、メタルは重機のカウンターウェイト等に資源化し、溶融飛灰は埋立処分

不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、環境センターにおいて選別処理等を行い、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化

有害ごみ（乾電池、蛍光灯）

専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化

### (3) 中間処理施設整備計画の概要

溶融処理施設

将来、本市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市とともに検討

環境センター

経年的な老朽化や損傷の状況、処理対象ごみの見直し等を踏まえ施設整備を検討

ごみ焼却施設（稼働停止中）の解体撤去及び跡地利用の方法について調査・研究

## 9. 最終処分計画

最終処分に関する取組を示します。

### (1) 最終処分の基本方針

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、溶融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化

環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持

### (2) 最終処分の方法

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、溶融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化

### (3) 最終処分場整備計画の概要

最終処分場に関しては、既存施設の延命対策を推進

埋立完了後は広域的な処理処分体制及び民間活用などを検討

## 10. 災害廃棄物の処理・処分

災害廃棄物の処理・処分に関する取組を示します。

### (1) 処理体制の維持

ごみについては、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分

被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し

### (2) 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が実施

国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援

緊急性を要する場合は、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理

災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化を優先

(3) 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、県及び近隣市町の協力を要請

(4) 仮置場の確保

災害廃棄物の一時保管等のため公有地の利用及び民有地を借り上げる等して  
仮置場を確保

## 11. その他の事項

ごみ処理に関するその他の取組を示します。

(1) 廃棄物減量化等推進審議会

富津市廃棄物減量化等推進審議会を活用した、取り組みの検討

(2) 廃棄物減量化等推進員

廃棄物減量化等推進員制度に設定及び活用

(3) 美化活動の推進

地域環境美化活動及びごみゼロ運動等の実施

(4) 適正処理困難物への対応

排出者が処理困難物を自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導

(5) 医療系廃棄物への対応

在宅医療廃棄物の適正な処理・回収ルートでの処理の促進

医療機関等に対する感染性医療廃棄物の適正処理の指導

(6) 不法投棄対策の強化

土地所有者及び管理者への不法投棄に対する注意喚起

富津市不法投棄監視員及び市職員によるパトロール、監視体制の整備

郵便局、県、警察等との連携による不法投棄をさせない環境づくり

# 生活排水処理基本計画

## 1. 基本理念

本計画の基本理念を示します。

### 基本理念

本市の将来の都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民、事業者、行政それぞれが自覚と責任を持って、個々に、また協働して生活排水対策を実践し「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」を推進することとします。

## 2. 基本姿勢

本計画の5つの基本姿勢を示します。

1) 長期的、計画的な事業の推進

今後15年間の長期的な視点に立って、循環型社会の形成を推進するための取り組みを定め、計画的に事業を行います。

2) 市民、事業者、行政の協働による取組

ごみの発生抑制や資源化を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップに基づいて取り組める地域社会づくりを目指します

3) 発生源における取組の推進

水質汚濁を防止するために、水質保全に配慮したライフスタイルをとり入れ、家庭での発生源対策を推進します。

4) 生活排水処理施設の活用

公共下水道、合併処理浄化槽等、生活排水を適正に処理するために整備される生活排水処理施設を活用し、地域における生活排水対策を推進します。

5) 広域処理の推進

震災及び風水害の発生時、本市単独では対応できない状況が想定されることから、近隣市町との連携を深め広域的な処理体制の構築を目指します。

### 3. 基本方針

本計画の2つの基本方針を示します。

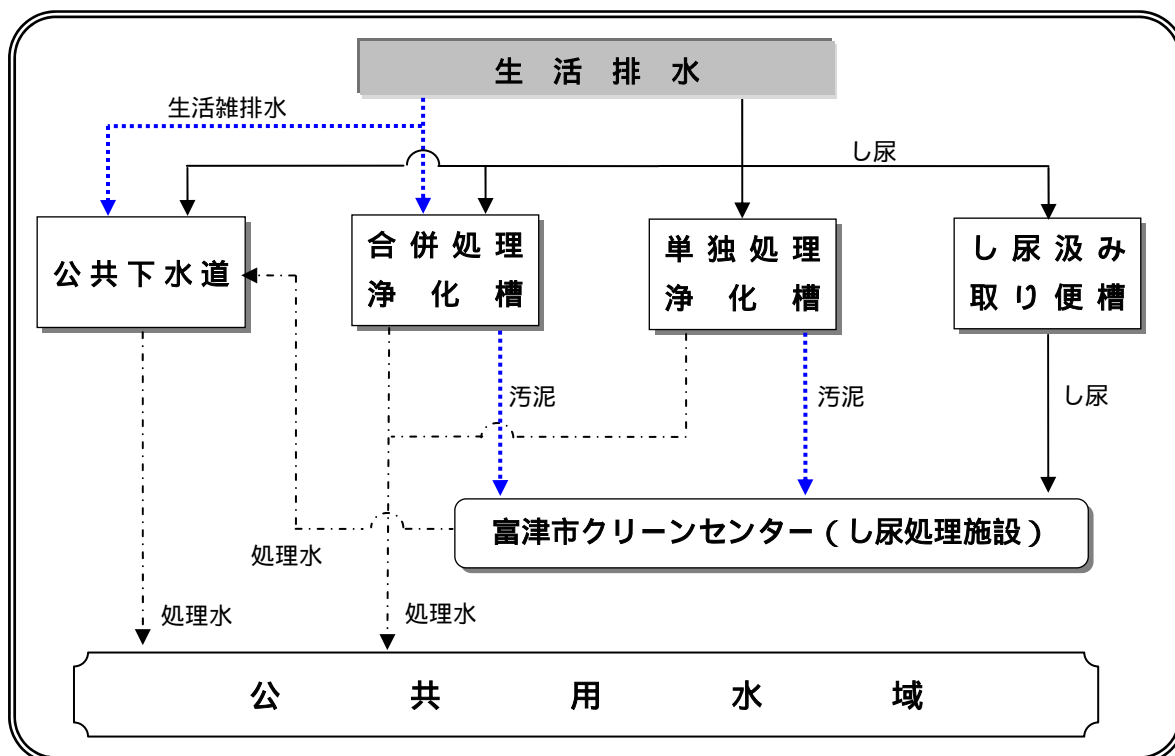
#### 方針1：公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及

生活排水を抑制することはできても、全く排出しない生活をすることはできません。排出される生活排水を適正に処理するために公共下水道及び合併処理浄化槽の整備・普及を推進し生活排水処理率70%以上を目指します。

#### 方針2：適正処理の推進

収集されるし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設での適正処理を推進します。また処理後に発生する汚泥についても溶融処理などにより資源化を推進します。

図5 生活排水の処理体系



注) 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。  
公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。



## 4. 市民・事業者・行政の役割

本計画における、市民・事業者・市の役割を示します。

### 市民の役割

市民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担っています。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう公共下水道あるいは合併処理浄化槽を活用することが重要です

### 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備するとともに、生活排水については公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

### 行政の役割

生活排水が適正に処理されるよう公共下水道やし尿処理施設の整備をしていきます。

市民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

## 5. 計画目標数値

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

### 生活排水処理の目標

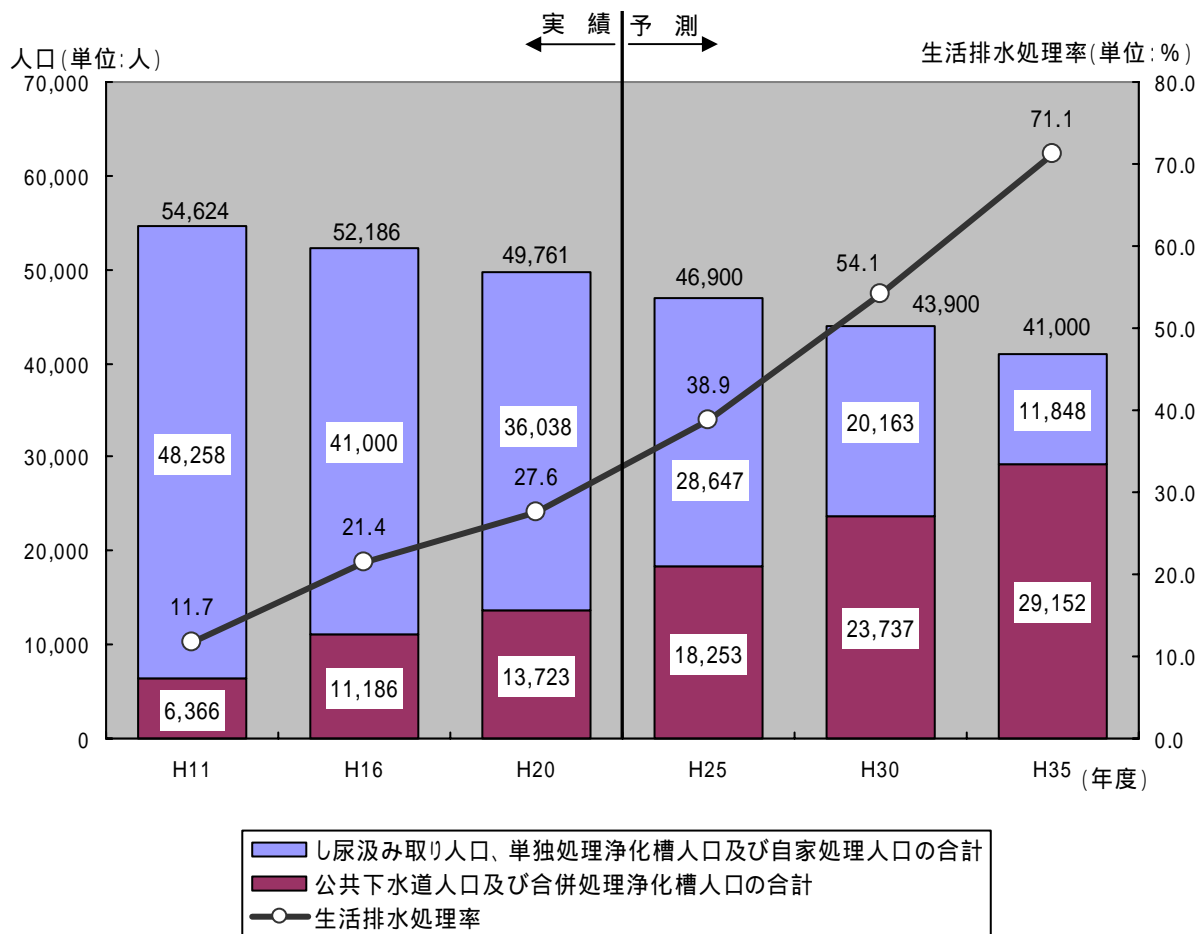
生活排水処理率を平成35年度までに70%以上とすることを目指します。

生活排水を処理する区域を本市全域とし、以下の施設を整備します。

公共下水道の整備及び接続・利用を推進します。

合併処理浄化槽の整備・普及及び適正管理を推進します。

図-6 生活排水処理の目標（生活排水処理率）



## 6. 収集・運搬計画

収集・運搬に関する取組を示します。

### (1) 収集・運搬区域

収集・運搬区域：全域

### (2) 収集・運搬の方法

許可業者による収集・運搬

## 7. 中間処理計画

中間処理に関する取組を示します。

### (1) 中間処理の方法

富津市クリーンセンターにおける、高負荷脱窒素処理方式を中心システムとした中間処理

### (2) 施設整備

既存施設での処理を継続

## 8. 発生抑制・資源化計画

発生抑制・資源化に関する取組を示します。

### (1) 公共下水道の整備促進

公共下水道の処理区域においては、下水道の整備を推進  
公共下水道の利用を促進するための支援制度の周知

### (2) 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道の処理区域以外については、合併処理浄化槽の整備を推進  
合併処理浄化槽の設置を促進するための本支援制度の周知

### (3) 汚濁負荷の低減

三角コーナー及びストレーナー等の設置

食用油の再利用、再生利用の推進

油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制

合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用

アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減

洗車時は排水量を少しでも減らすよう工夫

米のとぎ汁の有効利用

### (4) 資源化

中間処理後に発生する汚泥をスラグ化し有効利用

## 9. 最終処分計画

溶融処理後に発生する溶融飛灰を既存の処分場で処分し、処分場の供用完了後は、広域処理あるいは民間事業者への処分委託を検討

## 10. 災害発生時の処理・処分

災害発生時の処理・処分に関する取組を示します。

### (1) 処理体制の維持

平常時と同様に許可業者による収集・運搬と市による処理・処分を実施

### (2) 仮設トイレの設置

水洗トイレが使用できない場合には、被災状況に応じて、仮設トイレを設置  
仮設トイレの備蓄、建設会社等との仮設トイレの調達に係る連携体制の構築

### (3) 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、県及び近隣市町の協力を要請

## 11. その他の事項

生活排水の処理に関するその他の取組を示します。

### (1) 住民に対する広報・啓発活動

広報・啓発用のチラシ、ホームページ等の活用、自治会等と連携  
イベントの開催、体験型学習会の開催  
浄化槽の適正管理の指導

### (2) 地域に関する諸計画との関係

本計画は、基本計画、環境基本計画、下水道計画等の上位計画及び、国・県等の関連計画等とも整合を図り、現況を踏まえた中で、将来における現実性を考慮して作成しています。

# 富津市一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成 2 2 年 3 月

発 行 ・ 編 集      富津市経済環境部環境保全課  
〒 2 9 3 - 8 5 0 6  
千葉県富津下飯野 2 4 4 3 番地  
電話 ( 0 4 3 9 ) 8 0 - 1 2 7 3

本書は再生紙を使用しています。

